



スカパーJSAT
衛統括-X3-10-001

ExBirdサービス 料金表

第1版
(平成22年4月)

スカパーJSAT株式会社

ExBirdサービス料金表 目次

通 則		1
	1 料金の適用	1
	2 料金表の変更	1
	3 料金の計算方法	1
	4 消費税相当額の加算	1
	5 料金の減免	1
	6 月額料金の日割	1
	7 端数処理	1
	8 料金等の支払期日	2
第1表	月額サービス利用料	3
	1 適用	3
	2 データプラン月額サービス利用料の額	5
	3 音声プラン月額サービス利用料の額	5
	4 インターネット接続プラン月額サービス利用料の額	6
	5 ゲートウェイ接続プラン月額サービス利用料の額	6
	6 カスタムオーダープラン月額サービス利用料の額	7
第2表	終日障害受付サービス利用料	8
	1 適用	8
	2 終日障害受付サービス利用料の額	8
第3表	VSAT登録料	9
	1 適用	9
	2 VSAT登録料の額	9
第4表	品目変更手数料	10
	1 適用	10
	2 品目変更手数料の額	10
第5表	VSAT登録解除手数料	11
	1 適用	11
	2 サービス利用開始日の前日以前の契約解除に係る解除料の額	11
	3 最低利用期間内の契約解除に係る解除料の額	11
第6表	解除料	12
	1 適用	12
	2 サービス利用開始日の前日以前の契約解除に係る解除料の額	12
	3 最低利用期間内の契約解除に係る解除料の額	12
第7表	作業料	13
	1 適用	13
	2 作業料の額	13
第8表	違約金	14
	1 適用	14
	2 違約金の額	14

通 則

1 料金の適用

当社は、ExBirdサービスに係る料金を、このExBirdサービス料金表(以下「料金表」といいます。)に定めま
す。

2 料金表の変更

当社は、この料金表を変更することがあります。この場合の料金は、変更後の料金表によります。

3 料金の計算方法

当社は、利用契約者が利用契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。

4 消費税相当額の加算

(1) ExBirdサービス契約約款(以下「約款」といいます。)において、次の規定により支払いを要するものとさ
れている料金等の額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

- ア 約款第38条(月額サービス利用料の支払義務)
- イ 約款第39条(終日障害受付サービス利用料の支払義務)
- ウ 約款第40条(VSAT登録料の支払義務)
- エ 約款第41条(品目変更手数料の支払義務)
- オ 約款第42条(VSAT登録解除手数料の支払義務)
- カ 約款第44条(作業料の支払義務)
- キ 約款第49条(違約金)

5 料金の減免

- (1) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通則1(料金の適用)の規定にかかわらず、
臨時に、その月額サービス利用料を減免することがあります。
- (2) 当社は、前号の規定に基づき月額サービス利用料の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法に
より、そのことをお知らせします。

6 月額料金の日割

- (1) 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金(以下「月額料金」といいます。)をその利
用日数に応じて日割します。
 - ア 暦月の初日以外の日にサービス利用開始日が到来したとき。
 - イ 暦月の初日以外の日に料金の改定等により月額料金の額が増加又は減少したとき(この場合、増加
又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します)。
 - ウ 約款第45条(支払いを要しない料金)第1項又は第2項の規定に該当するとき。
- (2) 前号の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。
- (3) 月額料金以外のその他の債務の支払額を算出するにあたり必要が生じた場合は、前2号の規定に準じ
て日割します。

7 端数処理

- (1) 当社は、料金その他の債務の計算において、その計算結果に1円未満が生じた場合はその端数を切り
捨てます。

- (2) 前号の規定にかかわらず、消費税相当額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

8 料金等の支払期日

- (1) 利用契約者は、料金等の債務について、それぞれ次の期日までに、当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

区 分	支 払 期 日
1 月額サービス利用料	サービス利用開始日が属する月から毎月、当月分を翌月末
2 終日障害受付サービス利用料	終日障害受付サービスの利用を開始した月から毎月、当月分を翌月末
3 VSAT登録料	サービス利用開始日が属する月の翌月末または変更日が属する月の翌月末
4 品目変更手数料	変更日が属する月の翌月末
5 VSAT登録解除手数料	変更日が属する月の翌月末
6 解除料	VSAT地球局設備の数を減少した日が属する月の翌月末
7 作業料	実施日が属する月の翌月末

- (2) 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 利用契約者が国もしくは地方公共団体等である場合又は利用契約者が約款の規定に基づき当社が提供する利用回線を専ら国もしくは地方公共団体等に再販する電気通信事業者である場合、その利用契約者との協議により当社が承諾した場合に限り、第(1)号に掲げる料金等の債務について、同号に定める支払期日とは別に当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただくことがあります。
- (4) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、前3号の規定にかかわらず、第(1)号に掲げる料金等の債務について、臨時に、当社が別に定める期日までに当社指定の方法により支払っていただくことがあります。
- (5) 料金その他の債務の支払いの際に発生する金融機関への手数料等は、利用契約者に負担していただきます。
- (6) 当社は、当社が必要と認めた場合は、第(1)号に掲げる料金等の債務について、同号に定める支払期日とは別に支払期日を指定することができるものとします。その場合、当社は事前にその旨を利用契約者に書面で通知することとします。

第1表 月額サービス利用料

1 適用

当社はExBirdサービスの料金額を適用するにあたって、次表のとおり種別及び品目を定めます。

利用契約に係る月額サービス利用料の適用							
(1) データプラン	当社は、データプランの品目を次のとおり定めます。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D・エントリー</td> <td>利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向及び他の伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒以上、最大128キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>D・スタンダード</td> <td>利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向及び他の伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒以上、最大400キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの。</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内容	D・エントリー	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向及び他の伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒以上、最大128キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの。	D・スタンダード	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向及び他の伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒以上、最大400キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの。
	品目	内容					
	D・エントリー	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向及び他の伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒以上、最大128キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの。					
D・スタンダード	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向及び他の伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒以上、最大400キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの。						
当社は、データプランに係る電気通信回線の伝送速度について保証しません。							
(2) 音声プラン	当社は、音声プランの品目を次のとおり定めます。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1音声識別ID</td> <td>通常、概ね20キロビット/秒のデジタル符号化された音声を伝送することが可能なもの。</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内容	1音声識別ID	通常、概ね20キロビット/秒のデジタル符号化された音声を伝送することが可能なもの。		
	品目	内容					
	1音声識別ID	通常、概ね20キロビット/秒のデジタル符号化された音声を伝送することが可能なもの。					
1 当社は、音声プランに係る電気通信回線の伝送速度について保証しません。							
(3) インターネット接続プラン	当社は、インターネット接続プランの品目を次のとおり定めます。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I・スタンダード</td> <td>利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については最大4メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大400キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>I・プレミア</td> <td>利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については最大8メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1.2メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの。</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内容	I・スタンダード	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については最大4メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大400キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの。	I・プレミア	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については最大8メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1.2メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの。
	品目	内容					
	I・スタンダード	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については最大4メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大400キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの。					
I・プレミア	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については最大8メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1.2メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの。						
当社は、インターネット接続プランに係る電気通信回線の伝送速度について保証しません。							

(4) ゲートウェイ 接続プラン	当社は、ゲートウェイ接続プランの品目を次のとおり定めます。		
	品目	内容	
	G・スタンダード	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については最大4メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大400キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの。	
	G・スタンダードプラス	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒以上最大4メガビット/秒まで、他の伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒以上最大400キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの。	
	G・プレミアプラス	利用契約者のVSAT地球局設備への伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒以上最大8メガビット/秒まで、他の伝送方向については通常、概ね20キロビット/秒以上最大1.2メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの。	
当社は、ゲートウェイ接続プランに係る電気通信回線の伝送速度について保証しません。			
(5) カスタムオーダープラン	当社は、カスタムオーダープランの品目を次のとおり定めます。		
	品目	内容	
	シングルホップ データ利用	64キロビット/秒	シングルホップネットワークを構築し、概ね64キロビット/秒の割当を行うもの。
		128キロビット/秒	シングルホップネットワークを構築し、概ね128キロビット/秒の割当を行うもの。
		256キロビット/秒	シングルホップネットワークを構築し、概ね256キロビット/秒の割当を行うもの。
		384キロビット/秒	シングルホップネットワークを構築し、概ね384キロビット/秒の割当を行うもの。
		512キロビット/秒	シングルホップネットワークを構築し、概ね512キロビット/秒の割当を行うもの。
		768キロビット/秒	シングルホップネットワークを構築し、概ね768キロビット/秒の割当を行うもの。
		1024キロビット/秒	シングルホップネットワークを構築し、概ね1024キロビット/秒の割当を行うもの。
		1536キロビット/秒	シングルホップネットワークを構築し、概ね1536キロビット/秒の割当を行うもの。
		2048キロビット/秒	シングルホップネットワークを構築し、概ね2048キロビット/秒の割当を行うもの。
	ダブルホップ データ利用	64キロビット/秒	ダブルホップネットワークを構築し、概ね64キロビット/秒の割当を行うもの。
		128キロビット/秒	ダブルホップネットワークを構築し、概ね128キロビット/秒の割当を行うもの。
		256キロビット/秒	ダブルホップネットワークを構築し、概ね256キロビット/秒の割当を行うもの。
		384キロビット/秒	ダブルホップネットワークを構築し、概ね384キロビット/秒の割当を行うもの。

	512キロビット/秒	ダブルホップネットワークを構築し、概ね512キロビット/秒の割当を行うもの。
	768キロビット/秒	ダブルホップネットワークを構築し、概ね768キロビット/秒の割当を行うもの。
	1024キロビット/秒	ダブルホップネットワークを構築し、概ね1024キロビット/秒の割当を行うもの。
	1536キロビット/秒	ダブルホップネットワークを構築し、概ね1536キロビット/秒の割当を行うもの。
	2048キロビット/秒	ダブルホップネットワークを構築し、概ね2048キロビット/秒の割当を行うもの。

2 データプラン月額サービス利用料の額

月額（単位：円）

種別	品目	単位	月額サービス利用料
データプラン	D・エントリー	一のVSAT地球局設備毎	55,000
	D・スタンダード		95,000

3 音声プラン月額サービス利用料の額

月額（単位：円）

種別	品目	単位	月額サービス利用料
音声プラン	1音声識別ID	一のVSAT地球局設備毎	60,000
一のVSAT地球局設備に音声識別IDを追加して付与する場合には、以下の料金が追加となります。			
音声識別ID追加利用料			
-1音声識別IDあたり・・・追加するVSAT地球局設備あたり月額50,000円			

4 インターネット接続プラン月額サービス利用料の額

月額（単位：円）

種別	品目	単 位	月額サービス利用料
(3)インターネット接続サービス	I・スタンダード	一のVSAT地球局設備毎	75,000
	I・プレミア		120,000

5 ゲートウェイ接続プラン月額サービス利用料の額

月額（単位：円）

種別	品目	単 位	月額サービス利用料
(4)ゲートウェイ接続サービス	G・スタンダード	一のVSAT地球局設備毎	75,000
	G・スタンダードプラス		100,000
	G・プレミアプラス		120,000

2以上のVSAT地球局設備でダブルホップ接続を行う場合には、以下の料金が追加となります。

ダブルホップ接続利用料

- 品目がG・スタンダードの場合…一のVSAT地球局設備毎に月額15,000円
- 品目がG・スタンダードプラスの場合…一のVSAT地球局設備毎に月額15,000円
- 品目がG・プレミアプラスの場合…一のVSAT地球局設備毎に月額40,000円

6 カスタムオーダープラン月額サービス利用料の額

カスタムオーダープランは、あらかじめ指定した伝送速度に応じて適用します。

月額 (単位:円)

種別	品目	単 位	月額サービス利用料
(1)カスタムオーダープラン	シングルホップ データ利用	64キロビット/秒	190,000
		128キロビット/秒	360,000
		256キロビット/秒	700,000
		384キロビット/秒	1,000,000
		512キロビット/秒	1,300,000
		768キロビット/秒	1,900,000
		1024キロビット/秒	2,500,000
		1536キロビット/秒	3,600,000
		2048キロビット/秒	4,800,000
	ダブルホップ データ利用	64キロビット/秒	260,000
		128キロビット/秒	480,000
		256キロビット/秒	940,000
		384キロビット/秒	1,350,000
		512キロビット/秒	1,800,000
		768キロビット/秒	2,600,000
		1024キロビット/秒	3,500,000
		1536キロビット/秒	5,100,000
		2048キロビット/秒	6,700,000
<p>1 VSAT地球局設備の数に応じて、以下の料金が追加となります。</p> <p>VSAT基本料</p> <p>-一のVSAT地球局設備毎に月額15,000円</p> <p>2 当社のHUB設備と他社の電気通信回線を接続する場合は、以下の料金が必要となります。</p> <p>ゲートウェイ接続料</p> <p>-当社と接続する一の電気通信回線毎に月額15,000円</p> <p>3 一のVSAT地球局設備に音声識別IDを付与する場合には、以下の料金が追加となります。</p> <p>音声識別ID追加利用料</p> <p>-1音声識別IDあたり…追加するVSAT地球局設備あたり月額50,000円</p>			

第2表 終日障害受付サービス利用料

1 適用

終日障害受付サービス利用料の適用については、約款第39条(終日障害受付サービス利用料の支払義務)に定めるところによります。

2 終日障害受付サービス利用料の額

月額(単位:円)

区分	単位	料金額
終日障害受付サービス利用料	一のVSAT地球局設備毎	5,000

第3表 VSAT登録料

1 適用

VSAT登録料の適用については、約款第40条(VSAT登録料の支払義務)に定めるところによります。

2 VSAT登録料の額

(単位:円)

区分	種別	単位	料金額
VSAT登録料	データプラン	一のVSAT地球局設備毎	50,000
	音声プラン		
	インターネット接続プラン		
	カスタムオーダープラン		
	ゲートウェイ接続プラン	一のVSAT地球局設備毎	100,000

第4表 品目変更手数料

1 適用

品目変更手数料の適用については、約款第41条(品目変更手数料の支払義務)に定めるところによります。

2 品目変更手数料の額

(単位:円)

区分	種別	単位	料金額
品目変更手数料	データプラン 音声プラン インターネット接続プラン ゲートウェイ接続プラン カスタムオーダープラン	変更となる一のVSAT地球局 設備毎	50,000

第5表 VSAT登録解除手数料

1 適用

VSAT登録解除手数料の適用については約款第42条(VSAT登録解除手数料の支払義務)に定めるところによります。

2 サービス利用開始日の前日以前の契約解除に係る解除料の額

解 除 料
VSAT地球局設備ごとに、VSAT地球局設備利用開始日から、VSAT地球局設備利用開始日後12ヶ月となる日が属する月の末日まで利用したとみなした場合において支払うべき月額サービス利用料相当額。

3 最低利用期間内の契約解除に係る解除料の額

解 除 料
契約解除日の翌日からVSAT地球局設備の最低利用期間満了日まで継続して当該利用契約に係るExBirdサービスを利用したとみなした場合において支払うべき月額サービス利用料相当額。

第6表 解除料

1 適用

解除料の適用については約款第43条(解除料の支払義務)に定めるところによります。

2 サービス利用開始日の前日以前の契約解除に係る解除料の額

解 除 料
サービス利用開始日から、サービス利用開始日後12ヶ月となる日が属する月の末日まで利用したとみなした場合において支払うべき月額サービス利用料相当額。

3 最低利用期間内の契約解除に係る解除料の額

解 除 料
契約解除日の翌日から最低利用期間満了日まで継続して当該利用契約に係るExBirdサービスを利用したとみなした場合において支払うべき月額サービス利用料相当額。

第7表 作業料

1 適用

作業料の適用については、約款第44条(作業料の支払義務)に定めによるほか、次のとおりとします。

作 業 料
システム構築等の作業に適用し、その内容に応じて必要となる設計費、調達費、保守・運用費、及び間接費を合計した額とします。

2 作業料の額

項 目	区 分	作業料の額
1 設計費	労務費	1時間当たり人件費単金 × 延労働時間
	外注費	外注に要した実績
2 調達費	労務費	1時間当たり人件費単金 × 延労働時間
	外注費	外注に要した実績(部品材料費を含みます)
3 保守・運用費	労務費	1時間当たり人件費単金 × 延労働時間
	外注費	外注に要した実績
4 間接費	-	当該設計に係る設計費、調達費、据え付け又は撤去費、保守・運用費以外に要する経費

第8表 違約金

1 適用

違約金の適用については、約款第49条(違約金)に定めるところによります。

2 違約金の額

単位	違約金の額
1分あたり(60秒未満切り上げ)	支払うべき月額サービス利用料の2倍相当額

附 則

(実施期日)

第1条 この料金表は、平成22年4月1日より実施します。

資料名 ExBirdサービス料金表

資料番号 衛統括-X3-10-001

平成 22年 4月 1日 第1版

スカパーJSAT株式会社

東京都港区赤坂1-14-14

TEL :03-5571-7770

(衛星事業本部代表)
